

令和 8 年度

第 8 回教育委員会（定例）

令和 8 年 9 月 3 0 日提出

丹波篠山市教育委員会

(議事日程)

日 程 令和 8 年 9 月 3 0 日 午後 2 時 0 0 分～
場 所 市役所第 2 庁舎 3 階 2-301・302 会議室

開会あいさつ

開会宣言 時 分

日程第 1 第 6 回及び第 7 回会議録の報告・承認

日程第 2 会議録署名委員指名

番委員 (委員)

日程第 3 会期の決定 自 令和 8 年 9 月 3 0 日 至 令和 8 年 月 日 日間

日程第 4 協議事項

第 3 号 議席の決定について (教育総務課)・・・1 頁

日程第 5 承認事項

第 5 号 損害賠償の額の決定及び和解を市長に提案することについて
(教育研究所)・・・2 頁

第 6 号 令和 8 年度補正予算 (第 4 号) 案を市長に提案することについて
(教育研究所)・・・5 頁

日程第 6 議案

第 1 7 号 丹波篠山市小規模保育事業の認可等に関する要綱の制定について
(保育教育課)・・・7 頁

日程第 7 報告事項

1 寄附採納について (教育総務課)・・・29 頁

2 後援名義の承認について (教育総務課)・・・30 頁

3 第 1 2 7 回丹波篠山市議会議長月会議一般質問について (教育総務課)・・・32 頁

4 小中学校児童生徒の生徒指導等の対応について (学校教育課)・・・33 頁

5 令和 8 年度 9 月小・中・特別支援学校定例校長会について
(学校教育課)・・・36 頁

6 丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドの指定管理者の指定について
(子育て企画課)・・・37 頁

7 教育長報告 ・・・38 頁

8 丹波篠山市芸術文化の祭典について (社会教育課)・・・42 頁

9 丹波篠山 A B C マラソンについて (社会教育課)・・・43 頁

《次回定例会》

教育委員会 (定例) 日程：令和 8 年 10 月 28 日 (水) 14:00～ 場所：市役所第 2 庁舎 3 階 2-301・302 会議室

協議第3号

議席の決定について

教育委員会会議開催の際の議席の決定について教育委員会の協議を求める。

令和8年9月30日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

承認第 5 号

損害賠償の額の決定及び和解を市長に提案することについて

損害賠償の額の決定及び和解を市長に提案することについて、丹波篠山市教育委員会事務
決裁規則（平成 14 年篠山市教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、別紙専
決処理書のとおり処理したので教育委員会の承認を求める。

令和 8 年 9 月 30 日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

専 決 処 理 書

丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解を市長に提案することについて専決処理した。

理由：令和8年6月23日午前10時10分頃、教育委員会事務局職員が公務のため自動車を運転中、丹波篠山市本郷1262番地付近において、路外に逸脱して相手方が管理する倉庫に衝突し、同倉庫及び倉庫内物品を破損したものである。本件は、本市職員の公務上の過失による事故である。事故発生後、過失による損害を補填し、早期解決及び市民の信頼回復を図るため、市顧問弁護士を交えて相手方と慎重に交渉を重ねてきた。その結果、令和8年9月8日の交渉において、本市が提示した損害賠償額等の和解条件について、相手方から合意を得るに至った。本件和解の成立には市議会の議決を要することから、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則第4条第9号の規定による教育委員会の議決事項であるが、臨時教育委員会を開催する時間的余裕がなかったため専決処理した。

令和8年9月14日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《詳細については次頁》

承認第6号

令和8年度補正予算（第4号）案を市長に提案することについて

令和8年度補正予算（第4号）案を市長に提案することについて、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定に基づき、別紙専決処理書のとおり処理したので教育委員会の承認を求める。

令和8年9月30日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

専 決 処 理 書

丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定に基づき、令和8年度補正予算（第4号）案を市長に提案することについて専決処理した。

理由：承認第5号の事案における損害賠償の額に係る予算案を市長に提案することは、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則第4条第9号の規定による教育委員会の議決事項であるが、臨時教育委員会を開催する時間的余裕がなかったため専決処理した。

令和8年9月14日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《詳細については別紙1》

議案第17号

丹波篠山市小規模保育事業の認可等に関する要綱の制定について

丹波篠山市小規模保育事業の認可等に関する要綱を次のように制定したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第4条第11号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和8年9月30日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

丹波篠山市小規模保育事業の認可等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第2項の規定による家庭的保育事業等のうち、法第6条の3第10項の小規模保育事業の認可（以下「事業認可」という。）等について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）、丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年篠山市条例第21号）及び丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年篠山市条例第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、前条に掲げる法律、省令及び条例において使用する用語の例による。

(認可の申請)

第3条 事業認可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、丹波篠山市小規模保育事業認可兼小規模保育事業者確認申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行うとともに、法第34条の15第4項の規定により、丹波篠山市子ども・子育て会議（丹波篠山市子育ていちばん条例（平成23年篠山市条例第22号）第11条に規定する丹波篠山市子ども・子育て会議をいう。）の意見を聴き、事業認可の適否について判断するものとする。

3 教育委員会は、法第34条の15第5項の規定により事業認可を決定したときは丹波篠山市小規模保育事業認可決定通知書（様式第2号）により、同条第6項の規定により事業認可をしないことを決定したときは丹波篠山市小規模保育事業不認可決定通知書（様式第3号）により申請者に対して通知するものとする。

(認可内容の変更)

第4条 前条第3項の規定により事業認可の決定を受けた者（以下「事業者」という。）が同条第1項の申請の内容を変更しようとするときは、丹波篠山市小規模保育事業認可・確認事項変更届出書（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の届出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、丹波篠山市小規模保育事業認可・確認事項変更受理通知書（様

式第5号)により事業者に対して通知するものとする。

(認可の取消し)

第5条 教育委員会は、法第58条第2項の規定により事業認可を取り消したときは、丹波篠山市小規模保育事業認可取消通知書(様式第6号)により事業者に対して通知するものとする。

(廃止又は休止)

第6条 事業者は、小規模保育事業の廃止又は休止をしようとするときは、原則としてその廃止又は休止の日の1年前までに、次に掲げる事項について教育委員会と協議を行わなければならない。

- (1) 廃止又は休止の理由
- (2) 現に保育を受けている児童に対する措置及び保護者への説明
- (3) 廃止しようとする者にあつては、廃止の期日及び財産の処分
- (4) 休止しようとする者にあつては、休止の予定期間
- (5) その他教育委員会が必要と認める事項

2 事業者は、前項の事前協議後に小規模保育事業の廃止又は休止をしようとするときは、その廃止又は休止の日の3月前までに丹波篠山市小規模保育事業廃止(休止)承認申請書(様式第7号)を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の申請を承認するときは丹波篠山市小規模保育事業廃止(休止)承認通知書(様式第8号)により、承認しないときは丹波篠山市小規模保育事業廃止(休止)不承認通知書(様式第9号)により事業者に対して通知するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

丹波篠山市小規模保育事業認可兼小規模保育事業者確認申請書

年 月 日

丹波篠山市教育委員会 様

〒

住 所

フリガナ
法人名(団体名)

フリガナ
代表者氏名

小規模保育事業の認可及び小規模保育事業者の確認を受けたいので、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の種類 小規模保育事業(A型・B型・C型・満3歳以上限定)

フリガナ
2 名 称

〒
3 所在地

4 事業所の予定認可定員 人

5 事業開始の予定年月日 年 月 日

担 当 者
電 話
F A X
E-mail

別 紙

1 法人情報の詳細

(1) 法人設立日 年 月 日

(2) 代表就任日 年 月 日

2 定 員 内 訳

0歳	1歳	2歳	合計
名	名	名	名

3 受入開始月齢・卒園年齢

(1) 受入開始月齢 _____

(2) 卒園年齢 _____

4 事業所の面積等

(1) 事業所の面積

ア 専有面積 _____ m²

イ 建物の所有又は借用の別 所有 ・ 借用 ・ 所有と借用

(2) 屋外遊戯場（同一敷地内に保有の場合はア、付近の代替地を使用の場合はイに記入）

ア 屋外遊戯場面積 _____ m²

イ 付近の代替地 （ 公園 ・ 広場 ・ 寺社境内 ・ その他 ）

代替地の名称 _____

5 開 所 時 間 _____ : _____ ~ _____ : _____

6 保育標準時間・保育短時間

(1) 保育標準時間(11時間) _____ : _____ ~ _____ : _____

(2) 保育短時間(8時間) _____ : _____ ~ _____ : _____

7 食 事 の 提 供 方 法

自園調理 ・ 自園調理(外部委託) ・ 連携施設等からの搬入

※連携施設等からの搬入の場合は、別添にて、食事搬入に関する事項を記載

8 連 携 施 設

フリガナ

(1) 名 称 _____

〒

(2) 所 在 地 _____

(3) 施設の種類

☐ 認定こども園 (☐ 幼保連携型 ☐ 幼稚園型 ☐ 保育所型)

☐ 幼稚園 ☐ 保育所

(4) 連携内容

※連携施設が複数ある場合は、別途記載したものを添付すること。

9 保 育 室 等 の 詳 細

区 分	室 数	面 積	備 考
乳児室・ほふく室 ※内法面積		m ²	0歳児室 m ²
			1歳児室 m ²
保 育 室 ※内法面積		m ²	2歳児室 m ²
遊 戯 室 ※内法面積		m ²	
調 理 室		m ²	
調 乳 室		m ²	
医 務 室 (医務スペース)		m ²	
便 所		m ²	
事 務 室		m ²	
そ の 他		m ²	
		m ²	
		m ²	
		m ²	
		m ²	
合 計		m ²	
遊具等の状況	・滑り台 台 ・ぶらんこ 台 ・その他() ・砂場 m ²		

10 職 員 の 詳 細

職 名	氏 名	生年月日	年 齢	所有資格	経験年数	雇用形態
合 計	名					

- 注 (1) 採用予定者についても記載すること。未定の場合はその計画を職名別に記載すること。
 (2) 全職員の履歴書及び資格証明書の写を添付すること。

別添 食事搬入に関する確認事項

搬入元(調理)施設名					
住所					
搬入元～搬入先までの運搬手段	車 ・ 徒歩				
運搬にかかる時間(予定)	約 分間				
昼食の搬出予定時刻	時 分	昼食の搬入予定時刻	時 分	昼食の喫食予定時刻	時 分
午後おやつのお出予定時刻	時 分	午後おやつのお入予定時刻	時 分	午後おやつのお食予定時刻	時 分
食器への盛り付け場所	搬入元 ・ 搬入先				
運搬時の保冷方法 (具体的に記入してください)					

※搬入施設からのルートを記載した地図を添付してください。

【搬入施設から複数の事業者へ搬入する場合は以下に記入】

搬入元(調理)施設名						
住所						
搬入先施設名 (搬入順に)	→		→		→	
住所						
搬入元～搬入先までの運搬手段	車 ・ 徒歩		車 ・ 徒歩		車 ・ 徒歩	
運搬にかかる時間(予定)	約 分間		約 分間		約 分間	
昼食の搬出予定時刻	時 分					
昼食の搬入予定時刻	時 分		時 分		時 分	
昼食の喫食開始予定時刻	時 分		時 分		時 分	
午後おやつのお出予定時刻	時 分					
午後おやつのお入予定時刻	時 分		時 分		時 分	
午後おやつのお食予定時刻	時 分		時 分		時 分	
食器への盛り付け場所	搬入元 ・ 搬入先		搬入元 ・ 搬入先		搬入元 ・ 搬入先	
運搬時の保冷方法 (具体的に記入してください)						

※搬入施設からのルート・搬入順番を記載した地図を添付してください。

様式第2号(第3条関係)

丹波篠山市小規模保育事業認可決定通知書

第 号
年 月 日

様

丹波篠山市教育委員会

年 月 日付けで申請があった小規模保育事業について、丹波篠山市小規模保育事業の認可等に関する要綱第3条第3項の規定により認可します。

- 1 事業の種類
- 2 名称
- 3 所在地
- 4 定員

丹波篠山市小規模保育事業不認可決定通知書

第 号
年 月 日

様

丹波篠山市教育委員会

年 月 日付けで申請があった小規模保育事業について、審査の結果、下記のとおり認可しないこととしたので、丹波篠山市小規模保育事業の認可等に関する要綱第3条第3項の規定により通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、丹波篠山市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

- 1 事業の種類
- 2 名称
- 3 所在地
- 4 不許可の理由

丹波篠山市小規模保育事業認可・確認事項変更届出書

年 月 日

丹波篠山市教育委員会 様

〒 住 所

フリガナ
法人名

フリガナ
氏 名

認可・確認を受けた事項を変更したいので、丹波篠山市小規模保育事業の認可等に関する要綱
第4条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

1 事業の種類 小規模保育事業

フリガナ
2 名称

〒 所在地

4 変更内容

5 変更理由

6 変更年月日 年 月 日

担当者
電話
FAX
E-mail

別 紙

1 名 称 の 変 更 有 ・ 無

	変更内容	従来の認可内容
フリガナ		
名称		

2 所 在 地 の 変 更 有 ・ 無

	変更内容	従来の認可内容
郵便番号		
所在地		

3 定 員 の 変 更 有 ・ 無

	変更内容	従来の認可内容
	3号認定	3号認定
0歳		
1歳		
2歳		
合計		

4 受 入 開 始 月 齢 ・ 卒 園 年 齢 の 変 更 有 ・ 無

	変更内容	従来の認可内容
受入開始 月齢		
卒園年齢		

5 施設責任者の変更 有 ・ 無

	変更内容	従来の認可内容
フリガナ		
氏名		

以下、新施設責任者について

(1) 資格 _____

(2) 児童福祉事業等での経験年数 _____ 年

6 専有面積の変更 有 ・ 無

	変更内容	従来の認可内容
面積		
所有借用の別	所有 ・ 借用 ・ 所有と借用	所有 ・ 借用 ・ 所有と借用

7 屋外遊戯場の変更 有 ・ 無

	変更内容	従来の認可内容
面積		
所有借用の別	所有 ・ 借用 ・ 所有と借用	所有 ・ 借用 ・ 所有と借用
付近の代替地		

8 開 所 時 間 の 変 更 有 ・ 無

	変更内容	従来の認可内容
開所時間	: ~ :	: ~ :

9 保育標準時間・保育短時間の変更 有 ・ 無

	変更内容	従来の認可内容
保育標準時間 (11時間)	: ~ :	: ~ :
保育短時間 (8時間)	: ~ :	: ~ :

10 給食の提供方法の変更 有 ・ 無

	変更内容	従来の認可内容
提供方法	自園調理 ・ 自園調理 (外部委託) ・ 連携施設等 からの搬入	自園調理 ・ 自園調理 (外部委託) ・ 連携施設等 からの搬入

11 経営の責任者の変更 有 ・ 無

	変更内容	従来の認可内容
役職		
フリガナ		
氏名		

12 保育室等の変更 有 無

区 分	変更内容			従来の認可内容		
	室 数	面 積	備 考	室 数	面 積	備 考
乳児室・ほふく 室 ※内法面積		m ²	0歳児室 m ²		m ²	0歳児室 m ²
			1歳児室 m ²			1歳児室 m ²
保 育 室 ※内法面積		m ²	2歳児室 m ²		m ²	2歳児室 m ²
遊 戯 室 ※内法面積		m ²			m ²	
調 理 室		m ²			m ²	
調 乳 室		m ²			m ²	
医 務 室 (医務スぺー ス)		m ²			m ²	
便 所		m ²			m ²	
事 務 室		m ²			m ²	
その他		m ²			m ²	
		m ²			m ²	
		m ²			m ²	
		m ²			m ²	
		m ²			m ²	
		m ²			m ²	
合 計		m ²			m ²	

13 (定員増の場合のみ)定員増員後の職員の状況

職 名	氏 名	生年月日	年 齢	所有資格	経験年数	雇用形態
合 計	名					

- 注 (1) 採用予定者についても記載すること。未定の場合はその計画を職名別に記載すること。
 (2) 新規雇用者の履歴書及び資格証明書の写を添付すること。

丹波篠山市小規模保育事業認可・確認事項変更受理通知書

第 号
年 月 日

様

丹波篠山市教育委員会

年 月 日付けで申請があった小規模保育事業の認可・確認事項の変更について、次のとおり受理したので、丹波篠山市小規模保育事業の認可等に関する要綱第4条第2項の規定により通知します。

1 事業の種類

2 名称

3 変更事項

4 変更年月日 年 月 日

丹波篠山市小規模保育事業認可取消通知書

第 号
年 月 日

様

丹波篠山市教育委員会

年 月 日をもって、次に理由により小規模保育事業の認可を取り消すので、丹波篠山市小規模保育事業の認可等に関する要綱第5条の規定により通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、丹波篠山市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

- 1 事業の種類
- 2 名称
- 3 所在地
- 4 認可取消しの理由

丹波篠山市小規模保育事業廃止(休止)承認申請書

年 月 日

丹波篠山市教育委員会 様

住 所
フリガナ
法人名
フリガナ
氏 名

年 月 日付け 第 号により認可を受けた小規模保育事業について、廃止(休止)したいので、丹波篠山市小規模保育事業の認可等に関する要綱第6条第2項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業の種類 _____

2 フリガナ
名 称 _____

3 所在地 〒 _____

4 廃止・休止
理由

5 廃止・休止
年月日 年 月 日

法人担当者
電 話 _____
F A X _____
E-mail _____

丹波篠山市小規模保育事業廃止(休止)承認通知書

第 号
年 月 日

様

丹波篠山市教育委員会

年 月 日付けで申請があった小規模保育事業の廃止(休止)について承認したので、
丹波篠山市小規模保育事業の認可等に関する要綱第6条第3項の規定により通知します。

- 1 事業の種類
- 2 名称
- 3 所在地
- 4 廃止期日・休止予定期間

丹波篠山市小規模保育事業廃止(休止)不承認通知書

第 号
年 月 日

様

丹波篠山市教育委員会

年 月 日付けで申請があった小規模保育事業の廃止(休止)について承認しないこととしたので、丹波篠山市小規模保育事業の認可等に関する要綱第6条第3項の規定により通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、丹波篠山市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

- 1 事業の種類
- 2 名称
- 3 所在地
- 4 不承認の理由

報告 1

寄附採納について

次のとおり寄附の申出があり承認いたしましたので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和8年9月30日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

No.	寄附者	品目	数量	価格	備考
1	奥田 季美花	積み木	1点	—	ささやま子育てふれあいセンターで活用

報告 2

後援名義の承認について

丹波篠山市教育委員会の後援名義使用願いについて、次のとおり承認しましたので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和8年9月30日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

No.	名称	実施日	団体	場所
1	東京キャッチボールクラブ 2026in 丹波	令和8年11月22日	株式会社 神戸新聞事業社 代表取締役社長 佐川英樹	兵庫県立丹波年輪の里
2	講演会～子ども理解を深めるために～（仮題）	令和8年11月28日	社会福祉法人わかたけ福祉会 丹波篠山市児童発達支援センター わかば施設長 藤本健	丹波篠山市民センター
3	檻の中のライオン in 丹波篠山	令和8年11月24日	檻の中のライオン in 丹波篠山実行委員会 栗原 紀代美	丹南健康福祉センター
4	第30回丹波篠山市小学生陸上競技大会	令和8年10月4日	丹波篠山市陸上競技協会 理事長 押田 健一	丹波篠山市総合スポーツセンター
5	篠山吹奏楽団 第42回定期演奏会	令和8年12月5日	篠山吹奏楽団 団長 川崎 宏紀	田園交響ホール

No.	名称	実施日	団体	場所
6	民謡の日「Sounds of Japan」	令和9年3月14日	みんなの民謡プロジェクト 代表 日本民謡アーティスト Seima	城東公民館
7	篠山少年少女合唱団第51回リサイタル	令和9年2月28日	篠山少年少女合唱団 団長 飯田 天祥	田園交響ホール
8	2026 CED (Community Educational Design) @ 丹波篠山	令和8年12月11日	CED@丹波篠山 実行委員会 代表 藤原 典英	丹波篠山市民センター

報告 3

第 1 2 7 回丹波篠山市議会議長月会議一般質問について

第 1 2 7 回丹波篠山市議会議長月会議一般質問について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成 1 4 年篠山市教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき報告いたします。

令和 8 年 9 月 3 0 日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下別紙 2》

報告 4

小中学校児童生徒の生徒指導等の対応について

小中学校児童生徒の生徒指導等の対応について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和8年9月30日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

令和7年・令和8年度 小学校児童の生徒指導等件数

丹波篠山市教育委員会学校教育課 令和8年8月末現在
上段は昨年度、下段は今年度の数

			年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
暴力行為	対教師暴力	学校内	R7		1		1		1			1	1	1		6
			R8	2	3	1	2							8		
		学校外	R7													
			R8													
	生徒間暴力	学校内	R7	2	4	11	3		4	2	5	3	6	2	1	43
			R8	5	3	10	4								22	
		学校外	R7													
			R8													
	対人暴力	学校内	R7													
			R8													
		学校外	R7													
			R8													
	器物損壊		R7	1							1	1	2	1	1	7
			R8	2		1										3
恐 喝		R7														
		R8														
窃盗・万引き等		R7												2		2
		R8						3								
その他(強盗・放火等)		R7														
		R8	2	1	1	1										
怠情浪費	深夜はいかい	R7														
		R8														
	家 出	R7														
		R8						1								
	無断外泊	R7														
		R8														
	金品持ち出し	R7														
		R8														
不健全性的行為		R7														
		R8														
飲酒喫煙等	飲 酒	R7														
		R8														
	喫 煙	R7														
		R8														
	薬物乱用	R7														
		R8														
粗暴	けんか	R7							1				1	2		4
		R8				1										1
その他(不良交遊・危険遊戯・指導不服従等)		R7	1		1					2	1	3	2	1	1	12
		R8	1	2			3									6
無免許運転		R7														
		R8														
いじめ		R7		6	11	4			4	9	2	1	3	3	1	44
		R8	2	4	11	2										19
合 計		R7	4	11	23	8			10	13	9	9	15	12	4	118
		R8	14	13	25	12	4									68

不登校	R7児童数	R7		3	9	10	10	11	13	22	22	25	27	31
	1816			0.17%	0.50%	0.55%	0.55%	0.61%	0.72%	1.21%	1.21%	1.38%	1.49%	1.71%
	R8児童数	R8		2	12	16	16							
	1749			0.11%	0.69%	0.91%	0.91%							

令和7年・令和8年度 中学校生徒の生徒指導等件数

丹波篠山市教育委員会学校教育課 令和8年8月末現在
上段は昨年度、下段は今年度の数

			年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
暴力行為	対教師暴力	学校内	R7										1			1	
			R8		1										1		
		学校外	R7														
			R8														
	生徒間暴力	学校内	R7	2		4	6	1	1	5	1	1			4	25	
			R8	4	3		1									8	
		学校外	R7						1			1					2
			R8	1	1												2
	対人暴力	学校内	R7														
			R8														
		学校外	R7														
			R8														
	器物損壊			R7		1		1		1			2	1			6
				R8	1	1	1	1									
恐 喝			R7														
			R8														
窃盗・万引き等			R7									1				1	
			R8					2									2
その他(強盗・放火等)			R7						1	1						2	
			R8														
怠惰浪費	深夜はいかい	R7															
		R8					2									2	
	家 出	R7															
		R8															
	無断外泊	R7															
		R8															
	金品持ち出し	R7					1									1	
		R8															
不健全性的行為			R7	2												2	
			R8		1	1											2
飲酒喫煙等	飲 酒	R7															
		R8															
	喫 煙	R7															
		R8			2		2									4	
	薬物乱用	R7															
		R8															
粗暴	けんか	R7		1							1					2	
		R8			1											1	
その他(不良交遊・危険遊戯・指導不服従等)			R7	6	12	5	6	1	6	21	15	7	7	11	3	100	
			R8	9	5	8	4										26
無免許運転			R7														
			R8														
いじめ			R7	1	6	10	3	2	1	2	2	3		6	5	41	
			R8	1	3	5	1										10
合 計			R7	11	20	19	16	5	11	29	19	12	11	18	12	183	
			R8	16	15	18	7	6									62

不登校	R7生徒数	R7		12	26	29	29	38	45	57	59	70	77	83
	990			1.21%	2.63%	2.93%	2.93%	3.84%	4.55%	5.76%	5.96%	7.07%	7.78%	8.38%
	R8生徒数	R8		7	19	32	32							
	959			0.73%	1.98%	3.34%	3.34%							

報告 5

令和 8 年度 9 月 小・中・特別支援学校定例校長会について

令和 8 年度 9 月 小・中・特別支援学校定例校長会について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成 1 4 年篠山市教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき報告いたします。

令和 8 年 9 月 3 0 日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下別冊 1》

報告 6

丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドの指定管理者の指定について

丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドの指定管理者の指定について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和8年9月30日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドの指定管理者の指定について

令和8年9月29日、第127回丹波篠山市議会議案第81号「丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドの指定管理者の指定について」は、下記のとおり議会の議決を得たので報告します。

記

- 1 指定管理者 丹波篠山市大沢新144番地2
 特定非営利活動法人里地里山問題研究所
 代表理事 鈴木 克哉
- 2 指定の期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

報告 7 教育長報告

日	月	火	水	木	金	土
					8/28 9:00 答弁方針検討会 18:30 令和8年度 丹波篠山会 総会（ホテル北野プラザ六甲荘）	8/29
8/30 9:30 第37回丹波 篠山市少年 少女剣道大 会（大山小 学校体育 館）	8/31 9:00 答弁方針検 討会 16:30 ふるさとPR 奨励金贈呈 式	9/1 8:30 部長会議・ 政策会議	9/2 10:00 来客対応 15:30 くすのきク ラブ訪問 17:00 所属長会議	9/3 9:30 市議会（第1 日） 17:00 熊本地震被 災地支援職 員出発式	9/4 9:00 答弁確認会	9/5
9/6 10:00 SC21 スポー ツパーク！ 2026 桶ッ 卓球交流大 会（丹波篠 山総合スポ ーツC）	9/7 9:00 答弁確認会	9/8 8:45 政策会議 15:20 総務文教常 任委員会 （表決）	9/9 8:30 R9 人員配置 要望協議 18:00 臨時教育委 員会	9/10 8:45 臨時部長会 議 10:00 小・中・特 別支援学校 9月定例校 長会 16:00 所属長会議	9/11 15:30 副市長協議 16:30 猪名川レス リングクラ ブ片桐大 誠選手、司 道選手、内 藤陽心選手 表敬訪問	9/12

日	月	火	水	木	金	土
9/13 9:30 第4回せ や！フリマ いこっ！！ (丹波篠山 市民C)	9/14 8:00 八上小学校 探究発表会 9:45 こんだ認定 こども園訪 問 15:00 丹波教育事 務所訪問	9/15 8:45 政策会議 9:45 味間認定こ ども園訪問 14:00 市長協議 16:00 所属長会議	9/16 9:30 市議会（一 般質問）	9/17 9:30 市議会（一 般質問） 16:30 響縁音楽祭 実行委員会 小野ひとみ 氏面談	9/18 9:30 市議会（一 般質問） 一般質問確 認会 13:30 中学校9月 定例校長会 (篠山中学 校)	9/19 10:30 丹波篠山ま ちなみアー トフェステ ィバル 2026 オープニン グセレモニ ー（鳳凰会 館）
9/20	9/21	9/22 8:30 城南地区体 育祭（城南 小学校グラ ウンド）	9/23	9/24 13:00 補正全体会 (表決) 14:00 小学校長会 9月定例会 (古市小学 校)	9/25 9:00 熊本地震派 遣職員報告 会 11:00 来客対応 16:00 きたっこは うす訪問 18:30 第27回観月 園遊会（四 季の森生涯 学習C)	9/26 18:00 丹波篠山つ ながろうフ ェスタ 2026 「出張輪島 朝市」歓迎 懇親会（牛 屋たなか）

日	月	火	水	木	金	土
9/27	9/28 9:45 たき認定こ ども園訪問	9/29 8:45 政策会議 9:30 市議会 (本会議終 了後)議員 全員協議会 16:00 部活動地域 展開に係る 要望書受取 17:00 所属長会議	9/30 9:30 丹南地区議 員連盟来庁 13:00 新教育委員 任命書交付 式			

幼保小の架け橋教育の推進に向けて

丹波篠山市教育委員会 教育長 丹後政俊

伊藤 篤 ひょうごっ子幼保小の架け橋教育支援センター長講演（令和8年度全県夏季教育委員会研修会）より

1 “架け橋”という呼称が使われるまでの状況

- ① 「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」（2005年1月中教審答申）

I 家庭・地域・幼稚園等施設の三者による総合的な幼児教育の推進

II 幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

- ② 「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について」（2010年報告）

※必要背景には「小1プロブレム」（小学校生活や学びに適応できない：集団行動がとれない、授業中座ってられない、話を聞かない等が数カ月継続する子どもの出現）あり

2 幼保小の架け橋教育の必要性について

- ① 「学びや生活の基盤を作る幼児期と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」(2023年中教審架け橋特別委員会による審議のまとめ)

◎0歳から18歳までの学びの連続性に配慮しつつ、「架け橋期」（5歳児から小学校1年生の2年間）の教育の充実を図り、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくることが重要

※「小1プロブレムの解消のため」という視点は消失（解消されたかどうかは不明確）

※環境移行（期）における不適応は、学校園期からライフイベントまで多々あり

3 学びの連続性 / 学びや生活の基盤

- ① 学びの連続性とは、幼児期における主たる学び（遊び）方「自分の興味・関心・好奇心に従って学ぶ」を核として、主体的な学びという学びに向かう姿勢（方法）の連続性

- ② 学びや生活の基盤（根っこ）とは、将来の Well-being(幸福で豊かな生活)につながる非認知的能力（実行機能＝目標到達のために他の事柄に惑わされず目標を着実に実行する）

※マッシュマロテスト等で明らかになる衝動性を抑止する（がまん）力や主張する力等

※実行機能が高い子どもの方が、大人になってからの収入・健康状態・社会経済状態が明らかに高くなる

◎質の高い就学前における教育の重要性を示す研究「ペリー就学前研究」（1962～）

1 早期からの「質の高い保育教育」は、貧困の再生産（世代間連鎖）すら克服できる

2 幼児期の教育的支援だけでなく、保護者に対する支援（教育的・福祉的）も必要

報告 8

丹波篠山市芸術文化の祭典について

丹波篠山市芸術文化の祭典について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成 14 年篠山市教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき報告いたします。

令和 8 年 9 月 30 日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下別紙 3》

報告 9

丹波篠山ABCマラソンについて

丹波篠山ABCマラソンについて、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和8年9月30日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下別紙4》